

関西電力株式会社「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」 に対する通知について

令和6年5月10日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

関西電力株式会社から届出のあった「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第2項の規定に基づき、同社に対し、その旨を通知した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：大阪市住之江区
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：約180万キロワット（60万キロワット×3基）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 5年 3月20日
環境大臣意見受理	令和 5年 6月 1日
経済産業大臣意見発出	令和 5年 6月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年11月20日
住民意見の概要等受理	令和 6年 1月19日
大阪府知事意見受理	令和 6年 4月10日
経済産業大臣通知発出	令和 6年 5月10日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福井、森江
電話：03-3501-1742（直通）